

資料2-1

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」 改正素案(たたき台)について

令和6年7月12日
次世代育成課

議会

令和6年2月定例会(条例改正骨子の報告)

前回

令和6年3月25日の子ども・若者施策審議会

- ・ 子ども・子育て支援推進条例の改正について、経緯や理念及び
改正骨子案について説明
- ・ 条例の対象となる子ども・若者の整理についてなどのご意見

対応

- ・ 条例の対象の整理 ⇒“こども”的定義
- ・ 改正素案(たたき台)の作成

2 子ども・子育て支援推進条例とは

条例

1 目的

子ども・子育て支援の重要性について、全ての県民が認識を共有し、
子ども・子育て支援の取組を推進することを目指す

2 施行

平成19年10月1日

3 主な内容

基本理念、関係主体の責務、
推進体制の整備、子どもへの支援

4 条例に基づく主な取組

- ✓ 子育てを応援する事業者の認証
- ✓ 子ども・子育て支援の推進に係る表彰
- ✓ 子ども・子育て支援応援月間(8月)

【条例に基づく取組の一例】
かながわ子ども・子育て支援大賞



かながわ
子ども・子育て支援大賞

第17回 表彰候補を募集します!

県では、事業者や法人、団体等が取り組む
子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動に対し、
毎年、かながわ子ども・子育て支援大賞として表彰しています。
皆様が現在取り組まれている活動、
あるいは、ご存知の素晴らしい活動について
是非ご応募ください。

自薦・他薦
いざれでも
受け付けています

事業者による子ども・子育て支援に
関する活動を表彰する賞

申請の対象と種類

表彰の種類	対象	件数	賜賞
① 大賞	子ども・子育て支援活動のモデルとなる実践的な活動で、地域の子どもや子育て家庭に対する貢献度が高いと認められるもの	1 件	20万円/件
② 奨励賞	事業者付託 個人・団体部門	各部門 数件	10万円/件
③ 草の根賞	地域に適応した活動により特にその実績が著しいと認められるもの	数 件	4万円/件
④ 特別賞	複数の団体の連携・協働により特にその効果・実績が著しいと認められる活動及びネットワーク	1 件	15万円/件

※ 県内において、該則として令和5年4月1日現在で2年以上継続して表彰の対象となる活動に取り組んでいることが必要です。
※ ①～④は知事表彰、⑤は知事と神奈川県子ども・子育て支援推進協議会会長の連名表彰です。

応募方法

▶ 郵送式
〒231-0538 神奈川県横浜市大通1丁目
神奈川県福祉子どもみらい局次世代育成課

▶ 沿革書やこれまでの受賞歴等については、次のアドレスをご覗ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yk/shmentaisyou.html>

応募締切 令和5年7月28日(金)
※ 当日消印有効

問い合わせ | 神奈川県福祉子どもみらい局次世代育成課
TEL 045-210-4666 FAX 045-210-8956

かなかわ キッズキャラクター
かながわキャラクター



3 条例改正の経緯

条例

現行条例



子ども・子育て支援 の推進

- 急速な少子化の進展
- 家庭・地域を取り巻く環境の変化

近年の状況変化

こども基本法

(R5.4月施行)

- 差別の禁止
- 最善の利益の確保
- 生命・生存・発達に対する権利
- 子どもの意見の尊重

こども大綱

(R5.12月策定)

- こどもまんなか社会の実現

近年の課題

- 児童虐待・いじめ
- ヤングケアラー
- 子どもの貧困 等

改 正



こどもの目線に立った
こども施策推進のため、
現行条例を改正

「子ども・子育て支援」から「こども目線」へ

4 条例の対象

こども

条例における定義

= 心身の発達の過程にあり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者

【条例改正素案（たたき台）第1章第1節2（1）】

参考

= 心身の発達の過程にあるもの

【こども大綱】

= 「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」「おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期のものも対象とする。

【こども大綱】

※「ポスト青年期」の年齢上限は「こども大綱」には示されていない。

5 改正条例の目的

条例

本県の
目指す社会



子どもの目線に立った施策の推進を通じて、
子ども一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせる社会を実現し、未来を担う人材を社会全体で育む。

それによって実現されるかながわの姿



**誰もが自分らしく幸せに
暮らせる社会**

①子どもの目線に立った権利・利益の尊重



子どもの目線に立って、子どもにとって一番いいことは何かを考える。

②子育てしやすい社会環境の整備

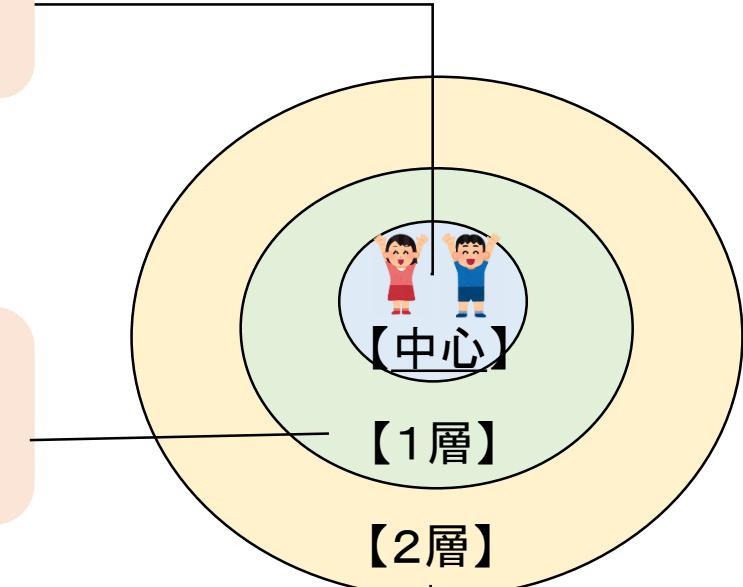


父母その他の保護者が、子育ての責任を果たせるよう、子育ての「負担軽減」や「不安解消」を進める。

③社会の一人ひとりが子育て当事者



父母その他の保護者だけでなく、社会全体が当事者として主体的に子育てに関わる。



○子どもの権利擁護

- ・虐待の早期発見や自立支援の充実
- ・いじめ防止 等

かながわ子ども家庭110番相談LINE

たとえば、保護者の方からのこんな相談

- 「子育てに疲れた…誰かに話を聞いてほしい」
- 「イライラして、つい子どもに手が出てしまいそう…」
- 「思春期の子どもとの関係がうまくいかない」
- 「ささいなことでつい声を荒げてしまう」

かながわ子ども家庭110番
相談LINE



たとえば、子ども本人からのこんな相談

- 「両親の仲が悪く、家にいたくない」
- 「親との関係に悩んでいる」
- 「親に話を聞いてもらえない、無視される」
- 「親にたたかれる、どなられる」

悩んでいるとき、困っているとき、誰かに聞いてほしいとき・・・。ちょっとしたことでも、ひとりで悩まず、気軽に相談してみてください。



○子どもの健やかな育ちのための施策

- ・子どもの居場所づくり
- ・孤独・孤立の状態にある子どもに対する支援
- ・不登校の子どもへの支援 等

子ども食堂



7-2 個別施策②

条例

○ 困難を抱える子どもへの施策

- ・ひきこもり当事者とその家族への支援
- ・子ども・若者の自立に向けた支援
- ・貧困の状況にある子ども等に対する支援
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・医療的ケア児への支援 等



生活困りごとサポートサイト
「さぽなびかながわ」

○ 子育てしやすい社会環境づくり

- ・母子に係る保健及び医療に係る取組への支援
- ・子育ての負担の軽減を図るための支援
- ・子育てと職業活動などとの両立支援 等

保育所の使用済みおむつ処分支援「手ぶらで保育」



子どもの権利の保障

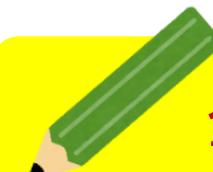
- 1
- ・基本理念の最初に、差別を受けないこと、権利・意見の尊重、社会参画・意見表明の機会の確保等を規定。
 - ・児童虐待やいじめの防止について規定。

意見表明の機会確保・意見の反映

- 2
- ・社会参画の機会の確保、意見表明と反映、反映結果の伝達について規定。
 - ・子どもが主体的に政策に参加できる取組の実施について規定。

近年顕在化した課題への対応

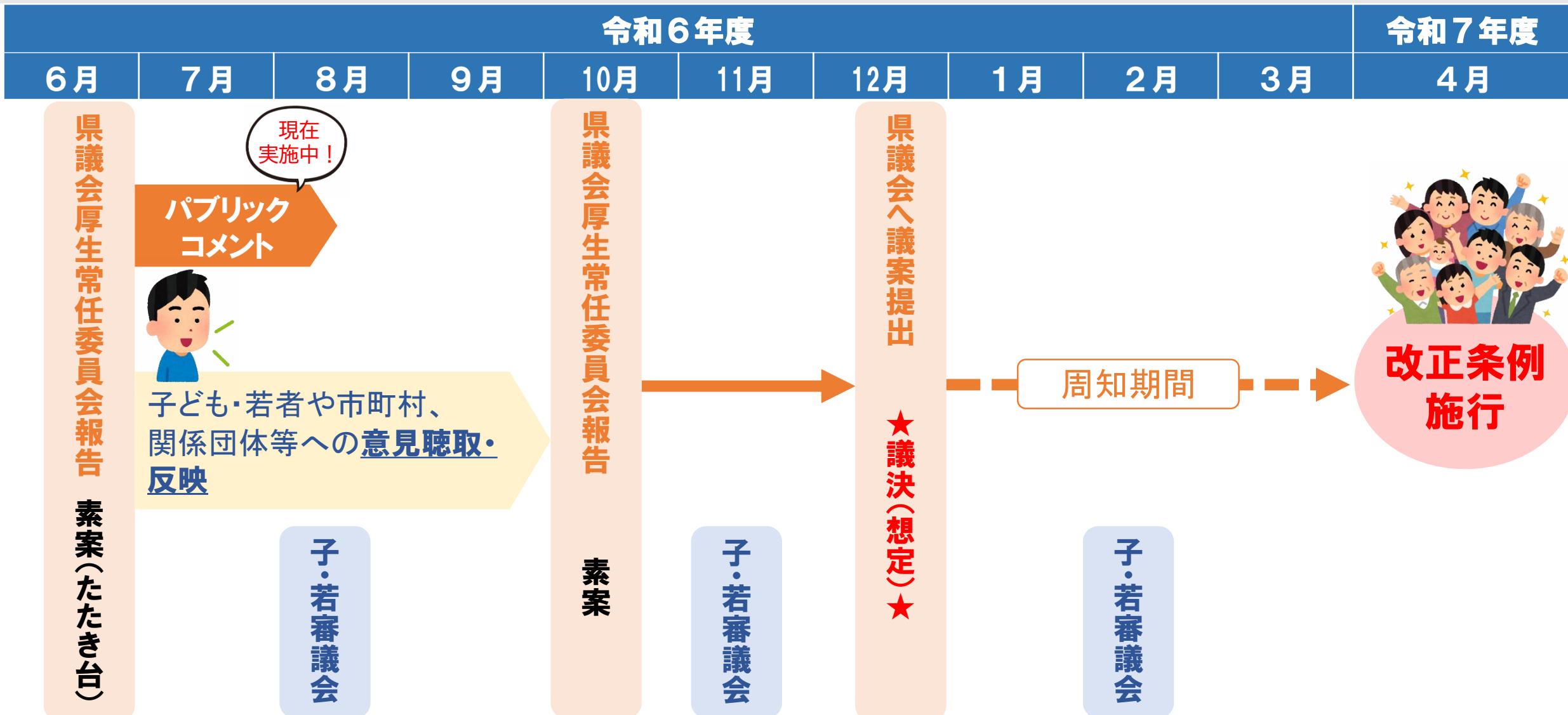
- 3
- ・不登校、ヤングケアラーなど、子どもや子育て家庭が抱える課題について、防止や支援等の対策を講じる旨を規定。



全体像は「別紙」をご参照ください

9 条例改正のスケジュール

条例



10 条例改正についてパブコメ実施中

子ども・子育て支援推進条例改正案について、パブリックコメントを実施しています。より良い条例となるよう、意見をお寄せください。

期間：令和6年7月10日(水)～8月8日(木)

○ 郵送またはファクシミリ

用紙にご記入いただくか、任意様式にご意見をご記入のうえ、次の宛先までお送りください。

✉ 郵送：〒231-8588神奈川県 次世代育成課 調整グループ 宛（住所の記載は不要です）

📠 ファクシミリ：045-210-8956

○ フォームメール

県ホームページの次世代育成課のページからご意見をお送りいただけます。

(<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=5798&accessFrom=>)

二次元
バーコード
はこちら



※ 意見提出にあたっては、「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案(たたき台)に関するご意見である旨を明記してください。

※ ご意見については、県の考え方を整理したうえで公表します。(個別のご意見に対して、直接の回答はいたしませんのでご了承ください。)

【参考】 子どもの意見反映に向けた取組（概要）

子ども目線会議(多様な子ども達の意見を聞く場)

リアル版 <R5から実施>

【主なターゲット】

- 通常、積極的に発言はしないが、話やすい環境を整えることで発言できる子

【方法】 座談会方式

- 学校・イベントと連携(話やすい環境づくり)
- ファシリテーターが意見を引き出す



デジタル版 <R6から実施>

【主なターゲット】

- 対面では伝えづらい子
- 伝えたいことを表現するのが苦手な子

【方法】 オンライン方式(匿名制)

- 揭示板・意見箱・Webアンケート
- チャット・オンライン会議



子ども施策提案事業(子どもの意見を子どもの目線から施策化する事業) <R6から実施>

子どもから当事者目線での社会課題解決策の提案を募り、公開プレゼンテーションを行う。優秀な提案は事業化を図る。



積極的な子どもの意見だけではなく
多様な子ども達の意見を聞く場を設置

...多様な子ども達の意見を聞く場を設置

【参考】子ども目線会議（リアル版①）



令和6年6月6日(木)
県立田奈高等学校

高校生の“生の声”

生活保護基準を少し超過した世帯は保護を受けられず生活が苦しい。
生活する上での格差をなくしてほしい。

小学生時代にいじめに遭って心がボロボロになった。
いじめ対策をしてほしい。

【参考】子ども目線会議（リアル版②）



令和6年6月12日(水)
平塚学園高等学校

高校生の“生の声”

特別支援学校と、通常学校との交流の機会を設定してほしい。

クラウドファンディングを利用した校内のバリアフリー環境整備をしたらどうか。

【参考】子ども目線会議（デジタル版）



みらい☆キャンバス

やさしい版へ

神奈川県

みらい☆キャンバス

子ども目線会議

▶ ※みらい☆キャンバスのログイン方法と意見の仕方はこちらを確認

01 掲示板

みんなから見た「子ども目線」とは

02 掲示板

誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会とは

意見箱

自由に意見を投稿しよう

みんなから見た「子ども目線」とは

誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会とは

自由に意見を投稿しよう！

みんなが日頃思うこと、聞いてほしいこと、「みらい☆キャンバス」という取組について、、、テーマはありません。なんでも送ってください。（投稿内容は非公開のみ）

7 事 +6

7 事 +6

WEB画面イメージ

【参考】子ども・若者みらい提案実現プロジェクト

希望を持てる
社会にするために
こんなアイデアは
どうだろう！

神奈川県
子ども・若者
みらい
提案→実現
プロジェクト

自分たちが住む町や
神奈川県のさまざまな課題の
解決方法は何だろう？

どんな社会が実現したら
素敵な未来になるかな？

提案締切
令和6年
7月9日(火)

詳細はこちら

神奈川県は、子ども・若者の皆さんとの目線で考えた
事業提案を募集し、皆さんと一緒に実現します。

子ども・若者みらい提案実現プロジェクト
テーマ 子ども・若者がみらいに希望を持てる社会にするための提案

応募資格
次の①～④のいずれかにあてはまる、6～29歳の方（学校・クラスまたはグループ単位での提案も可能）
① 県内にお住まいの方 ② 県内の学校に通学中の方 ③ 県内の企業・団体にお勤めの方
※1995年4月2日～2018年4月1日生まれの方

提案事業の考え方
① テーマに沿って自由な発想で考えてください。
② あなたの提案を知事に発表してください。
③ 事業の予算は上限300万円です。
④ 6ヶ月以内で実現できる内容にしてください。

審査の着目点
① 先進性 > 他の都道府県で実施されていないような新しい取組となっているか
② 独自性 > 独自の工夫が見られる取組となっているか
③ 有効性 > 課題の解決のために効果的な取組となっているか
④ 発展性 > 他の地域への波及効果が期待できる取組となっているか
⑤ 実現性 > 「お金や時間が掛かりすぎる」など県が実現できない取組となっていないか

スケジュール
提案締切 7月9日
書類審査
■募集部門（3部門）
① 小学生部門（6～12歳）
② 中高生部門（13～18歳）
③ 若者部門（19～29歳）
8月13日
プレゼン発表会
■場所
横浜市中区*
■日時
8月13日(火) 午前
9月頃
表彰式
■場所
神奈川県庁
9月以降
政策実現
・選出された提案（各部門1提案）は、県が事業化します。
・提案者は県職員と一緒に打合せなど事業にご参加いただけます。

皆さんに考えてほしいプロジェクトのテーマ
子ども・若者がみらいに希望を持つ社会にするための提案

各部門3提案を選出
各部門1提案を選出
詳しくは、後日ホームページにてお知らせします。

問合せ先
神奈川県福祉子どもみらい局 次世代育成課 企画グループ ☎ 045-210-4690

興味がある方はコチラ！

自分の意見が
社会を動かした！



自己肯定感
自己有用感
を高める効果も期待